

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
1	3章	3.3.3	11～14行目	新旧設備の切り替えに～設計業務に反映させること。	施設毎の計器類やカメラの切り替えに伴う停止時間をご教示願います。（配布資料の施設停止可能時間に記載の対象施設と同様という認識でよろしいでしょうか）	計器類の停止可能時間は各施設の停止可能時間と同様です。カメラの停止可能時間については、通常の監視業務に大きな支障を及ぼすことがないよう配慮してください。
2	3章	3.3.3	11～14行目	新旧設備の切り替えに～設計業務に反映させること。	配布資料の施設停止可能時間について、毎日記載の時間止められるのでしょうか。また、時期により停止可能時間の変動はありますか。	配布資料は平常時の施設停止可能時間を示しており、当日の水需要、水質及び季節等によって変動することがあります。
3	3章	3.3.3	11～14行目	新旧設備の切り替えに～設計業務に反映させること。	配布資料の施設停止可能時間について、施設毎の全体停止可能時間をご教示願います。（例：豊川浄水場の送水施設全体（幹線、音羽線、広域）として何時間停止可能でしょうか）	配布資料のとおり、豊川浄水場は最大3時間、蒲郡浄水場（工水）は最大1時間、蒲郡ポンプ場は最大3時間停止可能です。
4	3章	3.3.3	11～14行目	新旧設備の切り替えに～設計業務に反映させること。	配布資料の施設停止可能時間について、例えば送水先の配水池で貯水する等の調整をいただき、記載の停止可能時間を延長することは可能でしょうか。	配布資料の施設停止可能時間を超える恐れがある場合は、契約後、県企業庁と適宜調整することとしてください。なお、提案に当たっては、配布資料の施設停止可能時間を基にご検討ください。
5	3章	3.4.1	4～6行目	事業者は運転管理従事者への～設計内容に反映させること。	現行の運転操作方法の把握に関して、既設図書の開示のみでなく、事業者からの質疑にその都度ご回答いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。詳細は入札説明書等に記載しますが、入札期間中に運転管理従事者との対話の場を設ける予定です。
6	3章	3.4.2(11)	2～3行目	計装設備と電気設備の～オープン性を有すること。	計装設備と電気設備の施工分界点とは今回更新機器と既設流用機器の間を指すという認識でよろしいでしょうか。その場合、仮に今回更新機器と取り合う既設流用機器がオープン性を有していない場合、既設流用機器にオープン性をもたせるための機能増設は別途発注としていただけますでしょうか。	施工分界点についてはご認識のとおりです。なお、信号授受に伴う既設設備の機能増設は本事業に含むものとします。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
7	3章	3.4.2(11)	6～7行目	更新整備期間中に～本事業に含むものとする。	軽微な変更であれば本事業に含むと記載ありますが、具体的にどの程度の変更であれば軽微となるご認識でしょうか。また、現在計画のある更新整備期間中の別途工事の内容は今後開示可能でしょうか。	「軽微な変更」の具体的な内容を調達仕様書に記載します。また、別途工事の発注予定時期についても調達仕様書に記載します。
8	3章	3.4.2(13)	1～2行目	機器据付及び配管工事等の～施工すること。	既設の床荷重計算書等の参考資料を開示いただけますでしょうか。	既設の床荷重計算書等は調達仕様書に示す予定です。その他必要とする資料については、入札公告後、資料開示を求めることとしてください。
9	3章	3.4.2(14)	1～2行目	既設設備から信号を～本事業の範囲とする。	設備ごとに切替を行う際、切替後設備を旧監視制御設備でなく新監視制御設備と取り合わせることに伴う旧監視制御設備への改造（マスク処置等）は別途発注としていただけますでしょうか。	設備切替により、旧監視制御設備の改造が必要となる場合は、本事業に含むものとします。
10	3章	3.4.4	15～16行目	中央監視制御設備の根幹となる～同等以上の構成とすること。	現行通り、監視サーバと制御用LANは冗長化とし、情報系LANはシングルの構成でよろしいでしょうか。	水処理の継続性及び安全性を確保できる、バックアップがとれたシステム構成としてください。提案に当たっては、県企業庁が求めるシステム構成（要求水準）を基にご検討ください。
11	3章	3.4.5	1～4行目	基幹設備の監視及び制御等に～同等以上の構成とすること。	現行通り、1,2系制御装置等の上位側コントローラはCPU二重化、各設備RIO等の下位側はCPUシングルの方でよろしいでしょうか。また、二重化の対象はCPU部のみという認識でよろしいでしょうか。	水処理の継続性及び安全性を確保できる、バックアップがとれたシステム構成としてください。提案に当たっては、県企業庁が求めるシステム構成（要求水準）を基にご検討ください。
12	5章	5.4.6	6～8行目	特定重要設備が設置～入退室管理対策を行うものとする。	物理的かつ論理的な入退室管理対策とは具体的にどのようなものをイメージされているでしょうか。	主体認証の実施及び入退出の記録管理等を想定しています。提案に当たっては、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」（国交省）等を適宜参照ください。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
13	別紙1	蒲郡浄水場 (工水)	K8 ITV制御盤	カメラ台数が計10台と記載ありますが、完成図書を拝見したところ既設は6台設置と見受けられます。改めて今回設置台数と設置場所をご教示いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、蒲郡浄水場（工水）のカメラ台数は6台であるため、調達仕様書を修正します。
14	別紙1	蒲郡ポンプ場	K8 ITV制御装置	カメラ台数が計3台と記載ありますが、完成図書を拝見したところ既設は4台設置と見受けられます。改めて今回設置台数と設置場所をご教示いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、蒲郡ポンプ場のカメラは4台であるため、調達仕様書を修正します。なお、今回対象外となりますが、蒲郡ポンプ場には広域送水監視制御システム用のカメラが別に3台設置されています。
15	別紙2	各機場		【共通】 更新対象となるケーブルは以下のような認識でしょうか。 更新機器－更新機器・・・ケーブル更新 更新機器－既設機器・・・ケーブル更新（ケーブルが再利用できる場合は既設流用） 既設機器－既設機器・・・ケーブル流用	ご認識のとおりです。更新機器－既設機器間に接続される動力及び制御ケーブルは、健全性が確認されたものに限り流用可能とします。なお、機器配置の変更により、ケーブル延長が長くなる場合は、当該ケーブルを引き直すこととしてください。
16	別紙2	豊川浄水場・ 蒲郡浄水場	TJ-7 GJ-2	【共通】 水質計器の試料水配管は更新対象でしょうか。更新の場合は更新範囲をご教示願います。	水質試験室内の配管は更新対象とします。なお、既存の水質試験室以外の場所に水質計器を設置する場合は、サンプリングポンプから水質計器までの配管工事等を含むものとします。
17	別紙2	豊川浄水場	TJ-7 D6:L-03 管理本館照明分電盤(3) D7:L-03-1 電灯分電盤	D6:L-03 管理本館照明分電盤(3) D7:L-03-1 電灯分電盤 について、今回更新対象となっていますが、2次側の配線は既設流用可能でしょうか。なお、更新時停電が必要となりますが停止可能時間をご教示ください。	分電盤等の建築付帯設備は更新対象外とし、調達仕様書を修正します。なお、更新工事後、盤の配列等により照明及び空調等が維持管理上、新たに必要となった場合は、改造等を実施することが可能です。
18	別紙2	豊川浄水場	TJ-9 豊川浄水場 管廊内CC/RV	豊川浄水場 管廊内スペースが無く別場所への設置を検討する場合に1つの案として、地上部に電気室を新築し設置する事が考えられますが、検討方法として問題ないでしょうか？	設備の設置場所は、新電気室の築造を含めて、事業者の提案となります。なお、事業者の提案により、新電気室を築造する場合、工事費用及び建築確認申請の手続きは本事業に含まれるものとします。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
19	別紙2	蒲郡浄水場	GJ-2	管理棟2階 監視室	蒲郡浄水場 管理棟2階 (1)監視室内のUPS及びプリンタのみ更新対象として明記されていません。更新非対称の認識でよろしいでしょうか？	更新対象であるため、調達仕様書を修正します。
20	1章	2項	16行目	1.4 遵守すべき関連法規等事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。電気工作物の工事、維持管理を行う場合は、愛知県企業庁保安規程を遵守すること。	『5.4維持管理全般』で『20年間の維持管理業務であることを鑑みて、省力化等の創意工夫を図り、最適な保守点検計画を策定』との記載があり、事業者としての創意工夫があれば、維持管理においては愛知県企業庁保安規程で定められた内容及び周期の変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	愛知県企業庁保安規程の取り扱いを調達仕様書において明確にします。なお、内容及び周期については、電気主任技術者を交えての協議となります。
21	3章	8項	26行目	(14) 既設設備から信号を授受するために必要な設備の整備、既設設備の改造については、本事業の範囲とする。	事業者の提案内容に関係なく、信号授受するために必要な、既設設備の改造は本事業対象外としていただけないでしょうか。（例えば、広域送水監視システムとの信号授受の改造は、どの提案であっても必要ではないか）	既設設備との信号授受に伴い、既設設備の改造が必要となる場合は、本事業に含むものとします。
22	3章	9項	34行目	通信回線に関わる申請、契約、期間中の使用料等一切の費用の支払いを含むものとする	通信に関する使用料等一切の費用とは、建設工事期間完了までを指す認識でよろしいでしょうか。20年間の維持管理業務期間には含まれない場合は明示をお願いいたします。	通信に関する費用は維持管理業務に含まれるため、当該内容を調達仕様書に記載します。
23	3章	10項	7行目	カメラの設置台数は現行と同程度とするが、カメラの設置場所については、各設備の設置場所に応じて検討する必要があるため、県企業庁と協議の上、対応を決定するものとする。	更新カメラの台数について協議の上、対応を決定するものとありますが、更新台数が不明確なため、上限値（台数）の記載をお願いいたします。	各施設において必要となるカメラの台数を調達仕様書に記載します。豊川浄水場は20台程度、蒲郡浄水場（工水）は10台程度を想定しています。
24	3章	10項	25行目	3.4.11 特殊電源設備	別途工事で必要とされる設備（必要電源）がありましたら記載をお願いいたします。（広域送水監視制御システムなど）	必要となる設備がある場合は、調達仕様書に記載します。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
25	4章	12項	26行目	今後は、県企業庁が有する広域送水監視制御システムの更新整備等を予定しており、本事業とは別に県企業庁が発注するため、同工事との調整を適切に図ること。	別途工事として広域送水監視制御システムとありますが、その他更新計画があれば記載をお願いいたします。	その他更新計画（発注予定時期）を調達仕様書に記載します。
26	4章	13項	8行目	(4) 設備、材料を納入する際、事前に当該設備の工場検査結果等を県企業庁に提出すること。	工場検査結果等を貴庁へ提出する内容は、工事標準仕様書【追録】に準拠とし、機器類は工場検査結果を提出、材料については工場検査結果は不要と考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	4章	13項	11行目	(6) 施工により生じた発生材は、事業者の責任において処理するものとする。撤去する設備については、事前に県企業庁の確認を受けること。	発生材は事業者において処理とありますが、PCB含有調査は本事業に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、PCB含有機器については、県企業庁側で処分を完了させており、本事業の中で新たにPCB含有と判明した機器を撤去する場合は、県企業庁と別途協議の上、対応を決定する想定です。
28	5章	19項	9行目	5.8 維持管理業務における新技術の活用	『維持管理業務における新技術の活用』とのことですが、『維持管理』には安全管理と運転管理の両方が含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	別紙1	2頁	—	別紙1 更新対象設備一覧表 遠方監視制御装置	蒲郡浄水場（工水）～蒲郡ポンプ場、蒲郡ポンプ場～幸田蒲郡線流量計室の自営光ケーブルが更新対象となっていますが、自営線と通信会社の提供するサービスへの置き換えのいずれでも可としていただけないでしょうか。	回線の種別は事業者の提案とします。
30	別紙1	3,5頁	—	別紙1 更新対象設備一覧表 豊川浄水場 電気設備	別紙1の更新対象機器リストで建築付帯の分電盤、照明分電盤が多数、更新対象となっています。プラント電気設備と関係性の無い盤のため本事業の対象外としていただけないでしょうか。	分電盤等の建築付帯設備は更新対象外とし、調達仕様書を修正します。なお、更新工事後、盤の配列等により照明及び空調等が維持管理上、新たに必要となった場合は、改造等を実施することが可能です。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答	
31	別紙2	図面番号 TJ-3	—	豊川浄水場 単線結線図	引込受電点に設置されている、PAS及びVLAが更新対象外となっていますが、一方でSOG制御装置は更新対象となっています。PAS及びVLAのみ更新対象外とした理由をご教示いただけないでしょうか。	PAS及びVLAは更新対象であるため、調達仕様書を修正します。
32	別紙2	図面番号 TJ-6	—	豊川浄水場 管理本管2階電気室平面図	記号K1「情報収集配信装置（浄水場）」が赤枠表記となっていますが、更新対象外と解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、情報収集配信装置（浄水場）は更新対象外であるため、調達仕様書を修正します。
33	別紙2	図面番号 GJ-3	—	蒲郡浄水場（工水） 管理棟1階平面図	記号K2「中継端子盤」については、計装装置等が内蔵されていない端子台が設置されているだけの、単純な中継端子盤です。「流用可」としていただけないでしょうか。	ご意見がありました中継端子盤は更新対象とし、既設流用が可能である設備及びケーブル等については調達仕様書に記載します。
34	別紙3	—	—	別紙3 リスク管理表	更新整備期間中に更新対象の既設電気設備、計装設備が事業者責任ではなく故障した場合、設備復旧に関する責任所掌をご教示いただけないでしょうか。	更新整備期間中に既設機器が故障した場合、県企業庁が復旧対応するため、当該内容をリスク管理表に記載します。
35	—	—	—	—	本事業において、「総合評価一般競争入札方式」を採用される場合、最低制限価格が設けられないことにより価格競争が強まり、その結果、企業の技術力よりも価格面が重視される可能性があると考えます。そのため、企業の技術力を最大限生かしていただきたく、貴庁にて採用実績のある、一定の価格水準を前提とした「価格据置型総合評価落札方式」の導入を検討いただけないでしょうか。	ご意見として承りました。詳細については、今後公表する入札説明書等をご確認ください。
36	—	—	—	—	本事業においては、施設の安全性・信頼性を長期にわたり確保することが重要であることから、価格だけでなく、高度な専門性と実現性に基づく提案をより重視すべきであると考えます。以上を踏まえ、総合評価点の評価配分につきましては、技術点と価格点の比率を、従来、貴庁にて採用されている「7：3」ではなく、技術点をより重視した「8：2」にて採用いただけないでしょうか。	ご意見として承りました。詳細については、今後公表する入札説明書等をご確認ください。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
37	—	—	—	—	個別対話会を実施される場合、対話内容については各社のノウハウがあるため、他の参加事業者への情報共有は行わないようにしていただけないでしょうか。	詳細は入札説明書等に記載しますが、入札期間中に運転管理従事者との対話の場を設ける予定です。対話内容は技術提案に関わる内容であるため、取り扱いに十分注意します。
38	第3章	7	14	設計業務における仮設・既設改造・床補強・空調新設等について	既設図面が最新ではないことを明示の一方、仮設・既設改造・床補強・空調新設等が原則すべて事業者負担になっています。事前調査を実施しても、既設制約に起因する想定外工事の多発可能性があるため、以下の項目の考慮をお願いいたします。 1) 事前調査結果を踏まえた「一定規模以上の設計変更は協議・契約変更対象」の明文化 2) 仮設・既設改造について軽微変更／重大変更の線引きを仕様書に明記	事業者の責に帰すことのできない場合等、技術提案書の内容から大幅に変更が生じる場合は、県企業庁と別途協議の上、対応を決定するものとします。なお、設計業務の事前調査において、試掘調査等を実施し、図面と現場の整合性を十分に確認の上、その結果を設計業務に反映させるものと考えております。また、「軽微な変更」の具体的な内容を調達仕様書に記載します。
39	第3章	8	22	機器の据え付けにかかわる床荷重について	「機器据付及び配管工事等の施工に伴う建築物への影響は、床荷重等を十分に調査し、構造耐力上、安全であることを確認の上、施工すること。」との記載がありますが、受注前の提案段階で各業者による床荷重の調査・検討は専門業者に依頼をする必要があるため費用負担が大きく、一般的に対応が困難であると思われます。受注後の詳細設計で床荷重等を調査を行った結果、構造物の修繕や設置場所の変更が生じた場合、協議対象としていただくようお願いいたします。	ご意見として承りました。なお、事業者の責に帰すことのできない場合等、技術提案書の内容から大幅に変更が生じる場合は、県企業庁と別途協議の上、対応を決定するものとしませんが、調達仕様書に示す既設の床荷重計算書等を基に、更新後の各施設の床荷重等を計算し、技術提案を受けるものと考えております。計算の結果、既設構造物の補強等が必要となる場合は本事業の範囲とする想定です。
40	3章	3.2	3行目	設計業務における管理技術者および照査技術者	管理技術者および照査技術者に関する要件は入札公告時に改めて示されると理解しております。両技術者について専任要件を課さないことを意見いたします。	管理技術者及び照査技術者には専任要件を設けない想定です。詳細については、今後公表する入札説明書等をご確認ください。
41	3章	3.2	3行目	設計業務における管理技術者および照査技術者	JVでの設計・施工を想定する場合、統括する管理技術者及び照査技術者はどちらか一方の技術者が兼務できることを意見いたします。	計装設備の設計業務に管理技術者及び照査技術者を配置し、電気設備の設計業務にも管理技術者及び照査技術者を配置する場合、事業全体を統括する管理技術者及び照査技術者は、計装設備又は電気設備において配置する技術者と兼務できる想定です。
42	3章	4.2(4)	1行目	PFI事業者の運営・維持管理業務	PFI事業者の業務について、業務の範囲が分かる資料の開示と契約期間をご教示をお願い致します。	PFI事業者の業務範囲を示す資料については入札説明書等に示す予定です。また、PFI事業の契約期間は平成23年3月8日から令和13年3月31日までです。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
43	3章	4.2(4)	1行目	PFI事業者の運営・維持管理業務	浄水場既設設備の切替等に伴う、PFI事業者で管轄する設備範囲、諸対応の業務区分をあらかじめ調達仕様書で明記することを意見いたします。	PFI事業者が管轄する設備範囲等を示す資料については入札説明書等に示す予定です。
44	3章	4.2(11)	6行目	更新整備期間中の県企業庁が行う工事に伴い必要となる機能増設	「軽微な変更」とはどのような事象を想定されているかを明記することを意見いたします。	「軽微な変更」の具体的な内容を調達仕様書に記載します。
45	3章	4.6	5行目	通信回線に関わる申請、契約、期間中の使用料等一切の費用の支払いを含むものとする。	維持管理期間中、通信会社によるサービス提供内容の変更（通信会社のサービス停止含む）に伴い、納入設備への改造、更新が生じる場合、これらの費用は設計変更扱いとすることを確認させてください。	ご意見として承りました。通信回線の廃止等に伴う対応は、リスク管理表及び事業契約書に記載します。
46	3章	4.6	5行目	通信回線に関わる申請、契約、期間中の使用料等一切の費用の支払いを含むものとする。	通信会社による価格改定が生じた場合、設計変更扱いとなることを確認させてください。	毎年度実施する物価変動に合わせて、通信費用についても改定を行う想定です。改定方法の詳細は事業契約書に記載します。
47	3章	5	—	セルフモニタリングについて	貴庁の事業者に対するモニタリングについて、頻度、段階、手段等を調達仕様書に明示されることを意見いたします。	ご意見として承りました。設計・建設業務は基本的に県企業庁の工事監督要領に従い、維持管理業務は年1回の検査実施を想定しています。
48	3章	6	7行目	設計成果物の引き渡しについて、工事的物の引き渡しに併せて行うものとする。	貴庁による設計業務の完了確認と検収、事業者への対価支払いは工事的物の引き渡し時ではなく、設計業務の完了確認時であることを確認いたします。	ご認識のとおりです。なお、事業者への支払いは各年度の支出予算の範囲内とします。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
49	第4章	12	30	広域送水管理システムに関して	広域送水管理システムの件は、豊川浄水場、蒲郡浄水場、蒲郡ポンプ場との関連を示す図面等のご提示をお願いいたします。	広域送水監視制御システムに係る図面及び信号リスト等は、入札説明書等に示す予定です。その他必要とする資料については、入札公告後、資料開示を求めるとしていただきます。
50	第4章	13	1	ケーブルの工事範囲について	ケーブルについて更新が原則ですが既設流用盤・負荷に関連するケーブルの扱いをご教示願います。この場合既設ケーブル流用が望ましいと考えます。	更新機器－既設機器間に接続される動力及び制御ケーブルは、健全性が確認されたものに限り流用可能とします。なお、機器配置の変更により、ケーブル延長が長くなる場合は、当該ケーブルを引き直すこととしてください。
51	第5章	16		維持管理期間20年間のシステムの世代交代、OSのサポート終了等の対応について	弊社の見解として、20年間で「OSサポート終了」、「サーバ・HMI・CPUの世代更新」は確実に発生すると考えていますが、これを事業者が入札段階ですべてを想定しコスト化することは困難と思われる。計画的な維持管理とこれらを線引きし、協議対象といただくようお願いいたします。	ご意見として承りました。OSのサポート終了等による対応及び費用は維持管理業務に含む想定です。
52	第5章	18	9	情報セキュリティ対策について	入退出管理対策に対する企業庁の方針をご提示いただけますようお願いいたします。	主体認証の実施及び入退出の記録管理を想定しています。提案に当たっては、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」（国交省）等を適宜参照ください。
53	第6章	20	1	事業範囲の明確化について	「本仕様書に記載されていない事項であっても、本事業を遂行していく上で必要と認められる事項については、事業者の責任において実施すること。」と明記されているが、業務範囲の不明確であり、事業者としてリスクをコスト化できないため、「本事業に含まれる業務範囲／含まれない範囲」の明確化（別紙化）をお願いいたします。	事業者のコスト増加リスクを抑えるため、本事業に含まれる業務範囲を明確化し、調達仕様書に記載します。
54	別紙3	—	—	リスク管理表 段階「共通」 物価変動リスク	維持管理開始後のインフレ、デフレとありますが、設計・建設期間も対象とすべきと考えます。理由は設計・建設期間、機器製作期間中もインフレが進む可能性が高いからです。	設計・建設期間についても、通常の工事と同様にスライドを適用する想定です。詳細については、今後公表する事業契約書をご確認ください。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答	
55	別紙3	—	—	リスク管理表 段階「建設」 工事遅延リスク	「材料不足による生産調整」および「これに伴う製品納期の長期化」リスクは、不可抗力リスクまたは工事遅延リスクとして追加いただくこと、また当該事象に係るリスク分担については、貴庁ご負担として整理いただくことを意見致します。その理由として近年、国際情勢や需給変動等の影響により材料調達リスクが世界的に顕在化しており、製品の長納期化リスクが高まっている状況と認識しています。これらの事象は、個別企業の努力のみで回避・解決することが困難な性質のリスクであるためです。	ご意見として承りました。内容を十分に検討した上で、リスク管理表及び事業契約書に反映します。
56	別紙3	—	—	リスク管理表 段階「共通」 第三者賠償リスク	第三者に対する間接損害賠償は事業者負担対象外とすること、また損害額の上限設定されることを意見いたします。	ご意見として承りました。内容を十分に検討した上で、リスク管理表及び事業契約書に反映します。
57	停止時間リスト			停止時間について	豊川浄水場の全停止が3時間なのに対し、次亜注入設備の停止時間が1時間となっております。運用内容についてご提示いただけますようお願いいたします。	ご指摘いただいた内容を踏まえて、次亜注入設備に限らず施設停止可能時間を見直し、修正版を調達仕様書において示します。
58	停止時間リスト			流量計の更新について	蒲郡浄水場の取水停止可能時間が1時間となっています。時間内に更新が難しい場合は、機種を選定については、メーカーに委ねさせていただきたく存じます。	機種を選定については、事業者の提案となります。提案に当たっては、県企業庁が求める機器仕様（要求水準）を基にご検討ください。
59				現場操作盤のランプ類は既設と統一を図る等、運転監視業務に配慮した設計を行うことが前提である。	運転監視業務における操作性確保の観点から、現場操作盤の表示・操作体系を既設と統一する考え方は理解いたします。一方で、品質確保、調達性、保守性およびライフサイクルコストの観点から、表示灯・スイッチ類等の操作器は、運転員様に違和感、負担が生じない範囲で、各社の標準部材の範囲での選定を認めて頂けるようご検討下さい。	表示灯・スイッチ類等の操作器は、今回更新対象外となる既設設備と極端に仕様異なることがないという前提で、事業者の提案を採用する想定です。既設設備と完全に同一の部材を求める意図はなく、幅広い提案がいただけるよう、当該内容を調達仕様書に記載します。
60				使用する機器は、消耗品の交換を除き、事業完了後5年程度の使用に耐えること。	計装（監視制御）設備の法定耐用年数は、一般的に15年とされているのに対し、本事業では維持管理期間20年に加え、事業完了後も一定期間の使用を前提とされています。機器の更新、部分更新、部品供給の考え方を含めた整理が必要と考えます。	ご意見として承りました。『事業完了後5年程度』という期間については、事業終了時に部品供給が途絶える事態を避けるためのものであり、20年間の事業終了時に必要な部品を確保し、その後の5年間は修繕が対応できる体制を整えていただくことを想定しています。なお、事業完了後の維持管理業務は本事業とは別に発注する想定です。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
61				既設設備から信号を授受するために必要な設備の整備、既設設備の改造については、本事業の範囲とする。	他社製既設設備を施工の対象とする場合、設計・施工・切替時のリスクが高く、品質を担保した実施が困難です。既設業者に依存することで公平性や競争性が阻害されることから、他社製既設設備の移設・撤去・改造は本事業の範囲外することをご検討下さい。	ご意見として承りました。既設設備との信号授受に伴い、既設設備の改造が必要となる場合は、本事業に含む想定です。
62	別紙	—	—	設備停止可能時間	他社製既設設備を含む切替作業の成立性を検討するためには、設備・工程ごとの水処理停止可能時間を事前に明示頂くことが重要と考えます。あわせて、当該「停止」が機器停止を指すのか、中央監視を含む運転停止を指すのか、または中央監視停止時に現場運転で対応可能な状態を含むのかについて、停止の定義および運転形態別の許容時間の考え方をご提示願います。	配布した施設停止可能時間は、事業者が計画できる最大の作業時間であり、調達仕様書において、当該内容を明確に記載します。
63	—	—	—	安全かつ確実な施工・切替計画を検討する観点での意見です。	事前に配布された図面と現地状況との間に一部齟齬が確認されており、設計・積算および施工計画立案に影響を及ぼす可能性があります。現地実態を反映した情報提供の考え方について整理をお願いします。	県企業庁が提供する図面と現場の整合性は十分に確認しますが、事業者が行う設計業務の事前調査においても、試掘調査等を実施し、図面と現場の整合性を十分に確認の上、その結果を設計業務に反映させるものと考えております。
64	—	—	—	同上	電気室等の各設置場所において、機器更新・切替作業時に必要となる仮置きスペースが極めて限定的であり、施工手順および安全確保の観点から留意が必要と考えます。	ご意見として承りました。過去の工事資料（機器搬入ルート等）を入札説明書等に示す予定のため、提案に当たっては、適宜参照ください。
65	—	—	—	同上	本事業は他社製既設設備を含む高難度な更新・切替作業を伴うことから、過度な価格競争により安全性や品質の低下を招かないよう、適切な価格競争環境の確保（最低制限価格の設定等）についてもご検討下さい。	ご意見として承りました。詳細については、今後公表する入札説明書等をご確認ください。
66	2章	2.4	4行目	更新整備期間（設計及び建設業務）は約5年を想定している	契約後、以下の工程を想定しております。 基本・詳細設計業務 1年間、 工場製作期間 1～2年間、 現地切替工事 3年間（受変電1年・ろ過・沈殿各1年、ポンプ1年） 蒲郡浄水場・ポンプ場 2年間 安全な施工を実施するために工期は最低7年を希望します。	ご意見として承りました。本事業は、基本・詳細設計業務に2年間、現地切替工事（工場製作含む）に3年間、計5年を想定しています。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
67	3章	3.2	9行目	設計業務を建設コンサルタントへ委任すること（下請）もできる。	設計体制（管理技術者及び照査技術者の配置）も、下請できると解釈しています。	ご認識のとおりです。なお、一括下請けは禁止とするため、元請けとして適切な品質管理を実施いただくことが前提となります。
68	3章	3.3.3	10行目	なお、県企業庁が提供する既存図面等は、必ずしも最新の現場状況を反映しているものではないため、事前調査を行う際はこの点に留意すること。	既存図面が最新でない場合は、現地調査期間が長くなり工程に影響がでます。よって最新現場状況の図面提供を希望します。	県企業庁が提供する図面と現場の整合性は十分に確認しますが、事業者が行う設計業務の事前調査においても、試掘調査等を実施し、図面と現場の整合性を十分に確認の上、その結果を設計業務に反映させるものと考えております。
69	3章	3.4.1	4行目	運転操作法案及び各種機能については現行の踏襲を基本とするが	本件は設計・建設一体で施工します。既設の状況を踏まえたより良い設計を実施することを前提として、既設システムの特許仕様や運転操作従事者からの要望を反映するかは、建設費予算を踏まえ事業者にて判断をさせていただきたいと考えます。	運転管理従事者からの追加要望等によるコスト増加を抑えるよう、県企業庁が求める要求水準を調達仕様書において明確に記載します。その上で、現行の運転操作方法をベースとした、より良い提案をいただきたいと考えています。
70	3章	3.4.2(5)	1行目	事業終了後5年程度の使用に耐えられること。	企業庁様の施設目標耐用年数では、蓄電池設備20年、通信・計装設備15～20年とあります。これらの設備は設置後20年以降は更新対象機器となります。よって、「事業終了後、目標耐用年数が20年を超えるものは、5年程度の使用に耐えられること」として頂きたいをお願いします。	ご意見として承りました。目標耐用年数が20年以下の設備については、事業終了後5年程度の使用に耐えるよう、維持管理期間中に必要に応じて修繕（更新）を実施いただく想定です。事業終了後の設備の取り扱いについては、詳細を調達仕様書に記載します。
71	3章	3.4.2(11)	7行目	更新期間中に～「軽微な」変更である場合は、本事業に含む	設計・製作段階でも、変更がある場合は費用が発生します。また「軽微な変更」の定義が曖昧です。事業者以外の事由で設計変更があった場合には、都度協議とさせていただきます。また「軽微な変更」とは、「設計や図面修正を伴わない変更」と考えています。	「軽微な変更」の具体的な内容を調達仕様書に記載します。
72	3章	3.4.2(13)	1行目	事業者の提案内容により既設建造物の補強等が必要な場合も本事業の範囲とする	仮設工事でも建造物の補強等が必要となると検証が難しいと考えます。許容できる重量を事前に提示いただくことご検討ください。	既設の床荷重計算書等は調達仕様書に示す予定です。その他必要とする資料については、入札公告後、資料開示を求めることとしてください。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
73	3章	3.4.2(14)	1行目	既設設備から信号を授受するために必要な設備の整備、既設設備の改造については、本事業の範囲とする。	既設メーカーでないといけない改造と思われますので、該当の工事は別途工事をご検討ください。	既設設備との信号授受に伴い、既設設備の改造が必要となる場合は、本事業に含むものとします。
74	3章	3.4.6	5行目	使用する回線は～事業者の提案とし、～	回線種別は有線or無線等すべて事業者にて選定することよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
75	3章	3.4.8	1行目	ITVについて	昨今、カメラは汎用化・小型化に進化しています。ITV設備を既設同等以上とすると、従来の延長線上の設計にて提案内容が限定されます。「20年間監視状態が保てるものを選定すること」等記載の変更をお願いします。	ご意見として承りました。事業者から幅広く提案いただけるよう、県企業庁が求める機器仕様（要求水準）を明確にします。
76	3章	3.4.8	4行目	カメラの設置台数は現行と同程度とするが、カメラの設置場所については、各設備の設置場所に応じて検討する必要があるため、県企業庁と協議の上、対応を決定するものとする。	カメラの設置場所により、仮設足場を組む必要がある等、工事費用が変わってきます。予めどの場所につけたいかをご提示頂きたいをお願いします。	設備の配置は事業者の提案であり、配置箇所によって、カメラの設置場所が異なるため、カメラの設置場所をすべて指定することは困難であると考えています。なお、カメラの台数については、豊川浄水場は20台程度、蒲郡浄水場（工水）は10台程度を想定しています。
77	4章	4.3.1	1行目	本事業による水処理への影響が最小限となるように施工計画を作成し～	現地工事短縮のためにできるだけ停止可能期間を長くしたいので、他の浄水場からのバックアップなどにより実現できないでしょうか。ご検討をお願いいたします。	配布資料の施設停止可能時間を超える恐れがある場合は、契約後、県企業庁と適宜調整を図ることとしてください。なお、提案に当たっては、配布資料の施設停止可能時間を基にご検討ください。
78	4章	4.3.1(3)	2行目	今後は、県企業庁が有する広域送水監視制御システムの更新整備等を予定しており、	切替工程に影響がありますので、予定の事業年度を明示いただけますようお願いいたします。	発注予定時期を調達仕様書に記載します。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
79	4章	4.3.3	1行目	新旧設備の切り替え	現地工事短縮のためにできるだけ停止可能期間を長くしたいので、他の浄水場からのバックアップなどにより実現できないか、ご検討の程お願いいたします。	配布資料の施設停止可能時間を超える恐れがある場合は、契約後、県企業庁と適宜調整を図ることとしてください。なお、提案に当たっては、配布資料の施設停止可能時間を基にご検討ください。
80	5章	5.4.1(5)	1行目	事業完了までの運転操作研修	維持管理期間に毎年実施するようですが、何を想定しているのか明記をお願いします。	毎年4月に配属される当庁の新規運転管理従事者に向けた、運転操作研修を想定しており、当該内容を調達仕様書に記載します。なお、運転操作研修の詳細は事業者の提案となります。
81	5章	5.4.6	1行目	情報セキュリティ対策として、中央監視制御設備に使用するコンピュータ本体又は OS のサポート期間終了時には、コンピュータ本体の交換又は OS のアップグレードを行うこと。	セキュリティ対策は事業者任せにできず、よろしくお願いいたします。	セキュリティ対策は事業者の提案としますが、提案にあたっては、水道施設の技術的基準を定める省令第11条第11の2号を遵守の上、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」（国交省）等を適宜参照ください。
82		8項		3.4.3 中央監視室	「レイアウト変更を伴う場合」とあるが、更新においてレイアウト変更の希望の有無を明記してほしい。	中央監視室のレイアウトは事業者の提案とします。なお、中央監視室のレイアウトは維持管理時の動線に配慮するとともに、適切なセキュリティ対策を講じることとしてください。
83		8項		3.4.4 中央監視制御設備（豊川浄水場）	更新前過去5年程度の収集データを、新システムにおいて表示できるようにすることを明記したほうが良いと思います。	ご意見として承りました。過去データの取り扱いについては、事業の競争性確保の観点から、十分に検討した上で、調達仕様書に記載します。
84		9項		3.4.6遠隔監視制御設備	豊川浄水場一蒲郡浄水場（工水）の回線は冗長化し、片方の回線が不通となった場合でも片方の回線で監視が継続できること、を明記してほしい。（現行回線と同じ方式）	水処理の継続性及び安全性を確保できる、バックアップがとれたシステム構成としてください。提案に当たっては、県企業庁が求めるシステム構成（要求水準）を基にご検討ください。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
85		9項		調達仕様書（案）別紙1	蒲郡ポンプ場のITV設備も更新対象ですが、広域送水監視制御システム向けに設置されたカメラがあるため、本工事から除外しても良いと思われます。	広域送水監視制御システム用のカメラは今回更新対象外とします。
86	3章	7項	11行目	系統分割できないものがある	系統分割が可能な機器も含め仮設機器の対象範囲の検討も含むものとする。	系統分割が可能な機器も含めて仮設の設置等を検討するよう、調達仕様書に記載します。
87	3章	7項	12行目	必要に応じて既設の改造及び仮設の設置等の検討	更新機器の設置場所は、既設機器とは別場所の検討も含むものとする。	更新機器の設置場所は、事業者の提案の範疇であり、既設とは異なる場所に計画することが可能であるため、当該内容を調達仕様書に記載します。
88	3章	8項	29行目	維持管理時の動線を考慮した配置、レイアウトにすること	中央監視室以外の電気室などほかの場所を含むものとする。	中央監視室と同様に、電気室等に設置する盤の配置についても、維持管理時の動線等を考慮するよう調達仕様書に記載します。
89	—	—	—	全体的な内容	入札までの間、必要に応じて、現地調査の実施を認めていただきたい。	入札までに複数回の現地調査会の開催を予定しています。詳細は入札説明書等において示します。
90	1章	1.4	9行目	特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合がある。	審査の結果、導入の中止勧告や仕様変更の指示があった場合、それまでに要した設計費や機器製作費の清算ルールについて、詳細な基準はありますでしょうか。	費用の清算方法についての基準はなく、双方協議によって対応を決定するものと想定しており、当該内容を調達仕様書に記載します。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
91	3章	3.3.3	10行目	県企業庁が提供する既存図面等は、必ずしも最新の現場状況を反映しているものではないため、事前調査を行う際はこの点に留意すること	「既設図面は必ずしも最新ではない」と明記されており、事前調査は事業者の責任とされています。事前調査でも判明しなかった「地下埋設物」や「既設盤内の配線不良」が原因で工事遅延や追加費用が発生した場合の負担区分をご教示願います。また、石綿（アスベスト）について、施工中に「新たに判明した箇所」の費用は別途協議とされていますが、その際の工期延長は認められていますか。	工期延期や追加費用の取り扱いは、双方協議によって対応を決定するものと想定しています。なお、事前に地下埋設物及び既設盤内等の調査を実施し、その結果を設計業務に反映させるものと考えております。
92	4章	4.3.1	11行目	県企業庁が有する広域送水監視制御システムの更新整備等を予定しており、本事業とは別に県企業庁が発注するため、同工事との調整を適切に図ること。	「広域送水監視制御システム」の更新（別途）が予定されていますが、実施時期は具体的にいつ頃になりますか。	発注予定時期を調達仕様書に記載します。
93	5章	5.4.4	4行目	修繕には予防保全のための機器全体更新も含む	維持管理20年間の「修繕費」の範囲について確認させてください。25年という長期間では、電子部品の生産終了（廃番）が必ず発生します。廃番によるシステム全体の再構築が必要になった場合、それは「修繕」の範囲内（事業者負担）か、あるいは別途協議の対象となりますか。	修繕には機能維持に必要な部品交換のほか、経年による老化や廃番部品への対応としての機器全体更新を含みます。このため、予備品確保等を踏まえて、適切な修繕計画を策定することとさせていただきます。
94	5章	5.4.6	4行目	情報セキュリティ対策として、中央監視制御設備に使用するコンピュータ本体又はOSのサポート期間終了時には、コンピュータ本体の交換又はOS のアップグレードを行うこと。	事業期間（20年間）のうちに、OSの仕様変更によりアプリケーションの作り直しが必要になった場合、その費用は維持管理費に含まれるのでしょうか。また「汎用OSを採用する場合のセキュリティ対策」について、県が求める具体的な基準（ガイドライン等）はございますか。	OSの仕様変更による対応及び費用は維持管理業務に含む想定です。また、「汎用OSを採用する場合のセキュリティ対策」については、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」（国交省）等を適宜参照ください。
95	別紙3			共通 不可抗力リスク	注釈に「一定の割合を超える費用負担は県企業庁、それ以外は事業者」とありますが、この具体的なしきい値（例：請負代金の1%相当額など）を確認させてください。「風水害、地震他」とありますが、昨今の異常気象を鑑み、どの程度の規模（例：再現期間何年以上の大雨など）を想定しておりますか。	増額費用及び損害額のうち、請負代金の100分の1を超える額を当庁が負担します。また、不可抗力については、暴風、豪雨、洪水、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象を想定しており、詳細は事業契約書に記載します。
96	別紙3			共通 物価変動リスク	電気料金や燃料費、労務費の急激な高騰に対し、どのようなスライド条項を想定されておりますか。また、改定の頻度は、毎年の見直しとなりますか。もしくは一定の変動率を超えた場合のみとなりますか。	物価変動を考慮した改定を毎年度実施する想定です。改定方法の詳細は事業契約書に記載します。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見について

	章	頁	行	該当箇所	意見	対応/回答
97	別紙3			共通 法令等の変更リスク	法令等の変更リスクに関する負担者として「本事業に直接関わる法制度の新設、変更など」は企業庁、「上記以外の法制度の新法、変更など」は事業者と明記されております。「上記以外の法制度」とは、具体的に何をさしていますか。	現段階で具体的に想定しているものではなく、予見し得ない制度変更等に包括的に対応する趣旨の内容です。